

令和 8 年 3 月
国土交通省都市局

**「民間都市再生事業計画制度の運用について（事業認定ガイドライン）」の改訂案
に対するパブリックコメントの募集の結果について**

国土交通省では、令和 8 年 2 月 17 日(火)から令和 8 年 3 月 19 日(木)まで、「民間都市再生事業計画制度の運用について（事業認定ガイドライン）」の改訂案の制定に関するパブリックコメントを実施しました。

その結果、本件に関して、3 件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 パブリックコメント担当
03-5253-8111 内線 32-533

寄せられたご意見の概要	意見に対する考え方
<p>分譲住宅も価値のある用途であることから、一の用途として認めてよいのではないかと。分譲マンションなども含まれるかなど、分譲住宅の定義が不明確である。</p>	<p>本複数用途要件は、多様な都市機能やゆとりあるオフィスのニーズに、都市再生事業を通じて効果的に対応することを目的とするものであり、本要件に係る用途については、こうしたニーズに特に寄与する用途とする必要があると考えています。</p> <p>また、分譲住宅は、一般に、建て売り又は分譲の目的で建築するものを指すと解されることから、範囲は明確であると考えており、「分譲マンション」も含まれると解されます。</p> <p>なお、認定事業において、「分譲住宅」の整備自体は引き続き可能です。</p>
<p>民間都市再生事業の認定条件に分譲住宅事業を実施する場合は一定程度の低廉な価格の住宅の供給を義務化すべき。</p>	<p>本複数用途要件については、具体の施設整備について義務付け等を行う趣旨のものではございません。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>案に賛同。「多様な都市機能」については、当該ビル利用者以外が利用しない診療所・コンビニ等よりも、中大規模の病院など、エリア全体にメリットのある機能があることが望ましい。</p>	<p>頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>

※この他、今回の改正案とは直接的に関係のないご意見を6件いただいております。